

さいたま市水道局告示第 156 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者について、同条第 2 項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 31 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 指定納付受託者

- (1) 名称 モバイルクリエイト株式会社
- (2) 事業所の所在地 大分県大分市東大道二丁目 5 番 60 号

2 指定をした日

令和 7 年 10 月 27 日

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 納付事務に係る収入等

- (1) 納入証明書等発行手数料
- (2) さいたまの水販売代金
- (3) 工事設計図書に係る情報提供料
- (4) 謄本交付手数料
- (5) 行政情報の写しの交付に要する費用
- (6) 指定給水装置工事事業者手数料
- (7) 水とスポーツ公園庭球場使用料

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市水道局業務部経営企画課情報システム係
- (2) 電話 048（714）3186